

滋賀県における特定建設資材に係る分別解体等および特定建設資材
廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針

平成14年3月8日

滋 賀 県

目 次

第1章 指針策定の背景	P. 1
第2章 特定建設資材に係る分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の方向 ...	P. 1
1. 地域の特徴	P. 1
2. 建設工事の状況	P. 3
3. 特定建設資材廃棄物の排出量の見込みおよび再資源化率	P. 4
4. 再資源化施設等の立地状況および稼働状況	P. 6
5. 最終処分場の立地状況および残存容量	P. 7
6. 分別解体等および再資源化等の方向	P. 7
7. 本県における届出等をしなければならない建設工事の規模に関する基準	P. 9
8. 本県における再資源化をしなければならない距離に関する基準	P. 10
第3章 建設廃棄物の排出抑制のための方策	P. 10
1. 基本的方策	P. 10
2. 関係者の役割	P. 10
第4章 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策	P. 11
1. 基本的方策	P. 11
2. 再資源化等の目標等	P. 12
第5章 再資源化により得られた物の利用の促進のための方策	P. 12
1. 基本的方策	P. 12
2. 具体的方策	P. 12
3. 関係者の役割	P. 13
第6章 分別解体等、再資源化等および再資源化により得られた物の利用の意義に関する 知識の普及	P. 14
第7章 さらなる資源循環型社会の構築のために	P. 14
用語集	P. 16
《参考 / 別冊》再資源化施設等の位置図等	
(コンクリート塊)	P. 1
(アスファルト・コンクリート塊)	P. 2
(建設発生木材)	P. 5

第1章 指針策定の背景

この指針は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号、平成12年5月31日公布、平成12年11月30日施行、以下「法」という。)第4条に基づき、国が第3条に基づき定めた「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」(平成13年1月17日)に即して、滋賀県における特定建設資材に係る分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関して必要な事項を定めたものです。

第2章 特定建設資材に係る分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の方向

1. 地域の特徴

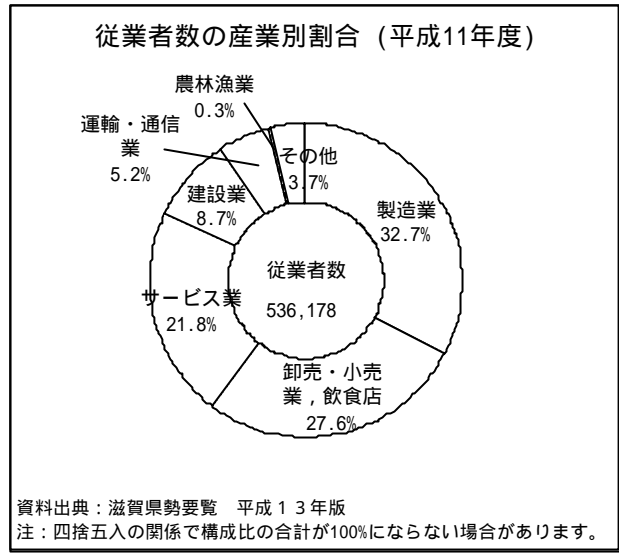
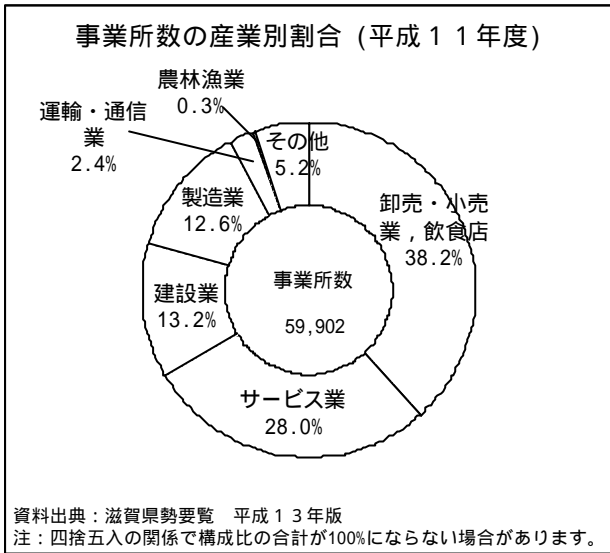
(1) 地勢

滋賀県は、日本列島の中央に位置し、面積は、国土の約1%に相当する4,017.36km²で全国第38位、近畿6府県中第4位の広さです。また、県域は、北は福井県、東は岐阜県、南東は三重県、西は京都府と接し、日本海側の若狭湾と太平洋側の伊勢湾・大阪湾によって形づくられた地峡部にあたります。

本県は、中央部にわが国最大の湖であります琵琶湖があり、周囲を伊吹、鈴鹿、比良、比叡などの山々に囲まれています。琵琶湖の周辺はこれらの山々から流れ出る大小の河川が扇状地や三角州をつくりながら湖に注ぎ、近江盆地を形成しています。特に姉川、愛知川、日野川、野洲川、安曇川などの下流の平野は、近江の穀倉と呼ばれています。また、琵琶湖の湖岸線の多くは単調ですが、北岸は沈水地形で景勝の地となっています。

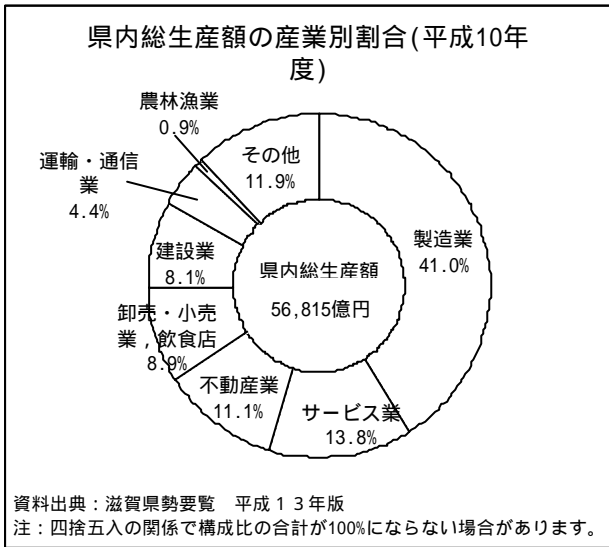
(2) 事業所数・従業者数

事業所数の産業別割合は、卸売・小売業、飲食店が38.2%と最も多く、ついでサービス業28.0%、建設業13.2%、製造業12.6%となっています。一方、従業者数の産業別割合は、製造業が32.7%と最も多く、ついで卸売・小売業、飲食店が27.6%、サービス業21.8%、建設業8.7%となっており、事業所数、従業者数ともにこの4業種で全体の約9割を占めています。



(3) 県内総生産

県内総生産は、平成10年度は5兆6,815億円で、対前年度比は1.9%減となっています。県内総生産の割合を見ると、第1次産業の農林漁業は0.9%、第2次産業の製造業・建設業等は49.3%、第3次産業のサービス業、卸売・小売業、飲食業等は49.8%となっています。なかでも、第2次産業の製造業は県内総生産全体の約4割を占めており、本県の主要産業となっています。



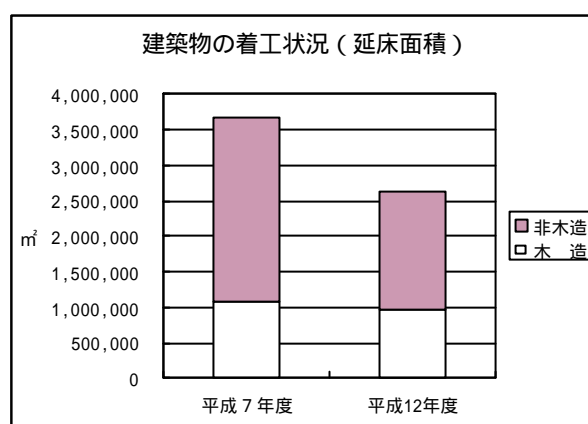
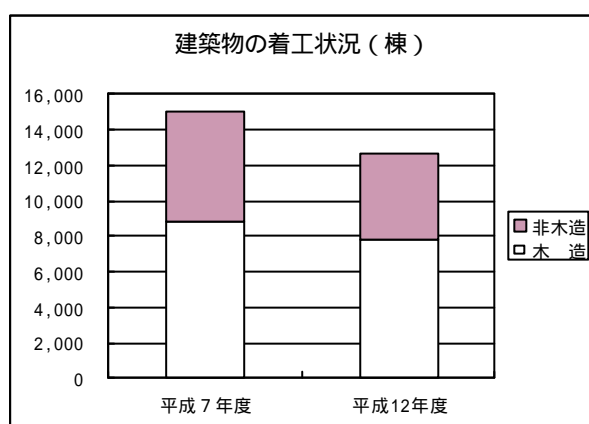
2. 建設工事の状況

建築物の新築(着工)および解体(除却)工事、土木工事の実施状況は次表のとおりで、平成7年度以降、経済の低迷等を反映して、建設工事は減少傾向にあります。

建築物の着工状況

		平成7年度	平成12年度	増減率
棟数	木造	8,806	7,884	-10.5%
	非木造	6,229	4,824	-22.6%
	合計	15,035	12,708	-15.5%
延床面積 (㎡)	木造	1,086,145	962,549	-11.4%
	非木造	2,590,496	1,664,363	-35.8%
	合計	3,676,641	2,626,912	-28.6%

資料：「建築統計年報」(国土交通省)

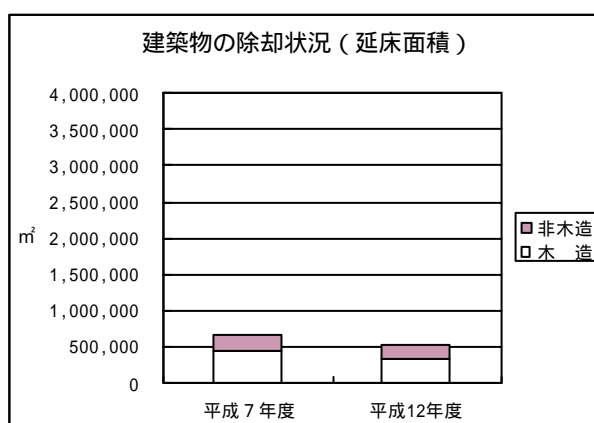
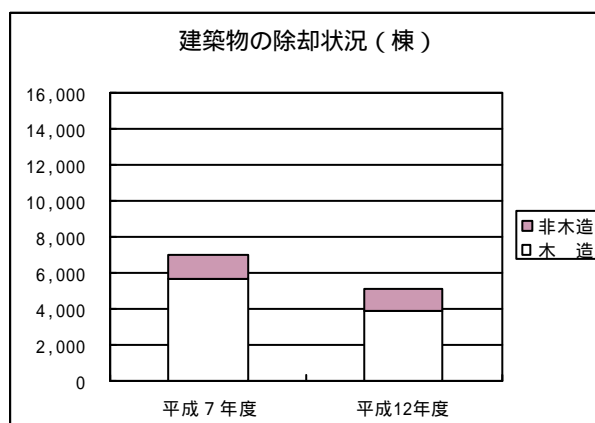


建築物の除却状況

		平成7年度	平成12年度	増減率
棟数	木造	5,657	3,882	-31.4%
	非木造	1,375	1,220	-11.3%
	合計	7,032	5,102	-27.4%
延床面積 (㎡)	木造	455,897	325,937	-28.5%
	非木造	191,999	190,417	-0.8%
	合計	647,896	516,354	-20.3%

資料：「建築統計年報」(国土交通省)

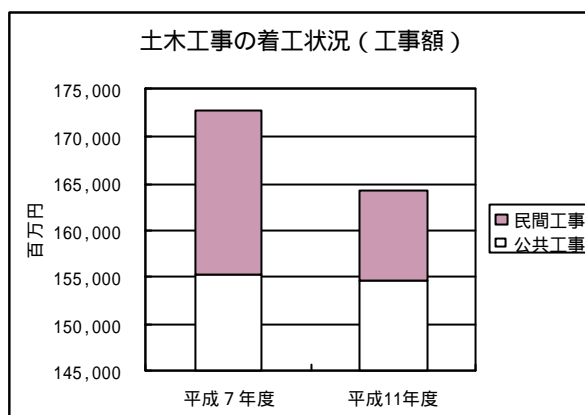
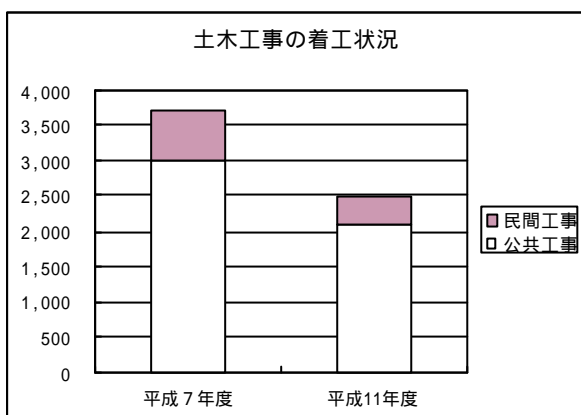
注：建築物除却届けの提出があったもののみ



土木工事の着工状況

		平成7年度	平成11年度	増減率
工事件数	公共工事	2,998	2,101	-29.9%
	民間工事	713	391	-45.2%
	合計	3,711	2,492	-32.8%
工事額 (百万円)	公共工事	155,426	154,614	-0.5%
	民間工事	17,359	9,628	-44.5%
	合計	172,785	164,242	-4.9%

資料：「公共工事着工統計」「民間土木工事着工統計」(国土交通省)



3. 特定建設資材廃棄物の排出量の見込みおよび再資源化率

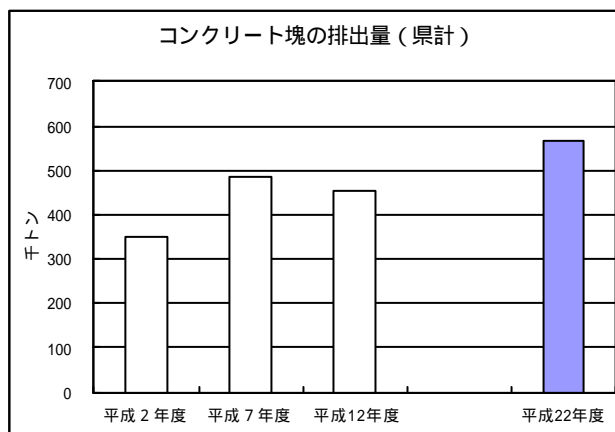
特定建設資材廃棄物であるコンクリート塊(コンクリートおよび鉄から成る資材が廃棄物となったものを含む)アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の排出量は次のとおりです。

特定建設資材の排出量は、平成7年度に比較してコンクリート塊や建設発生木材は、若干減少傾向ですが、アスファルト・コンクリート塊は増加傾向にあります。

特定建設資材廃棄物の再資源化率は、平成7年度に比較してコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は向上していますが、建設発生木材は、若干減少しています。

コンクリート塊の排出量 (千トン)

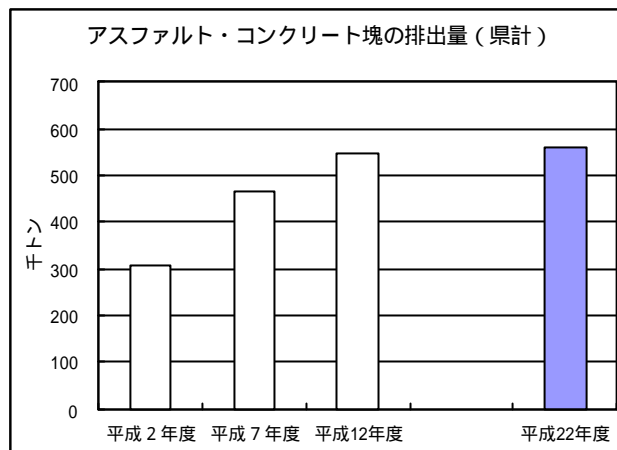
地域振興局等	平成7年度 (実績)	平成12年度 (実績)	平成22年度 (予測)
大津土木	90	77	100
湖南	102	83	106
甲賀	70	68	84
東近江	80	77	92
湖東	63	59	73
湖北(長浜)	47	50	62
湖北(木之本)	9	23	25
湖西	24	18	22
県計	485	455	565
伸率(H7=100)	(100)	(94)	(116)
再資源化率(%)	84.1	98.9	



注：「建設副産物実態調査」(国土交通省)から
H22年度は、H2・7・12年度の実績から推測。
地域振興局等は、県計から推計。

アスファルト・コンクリート塊の排出量 (千トン)

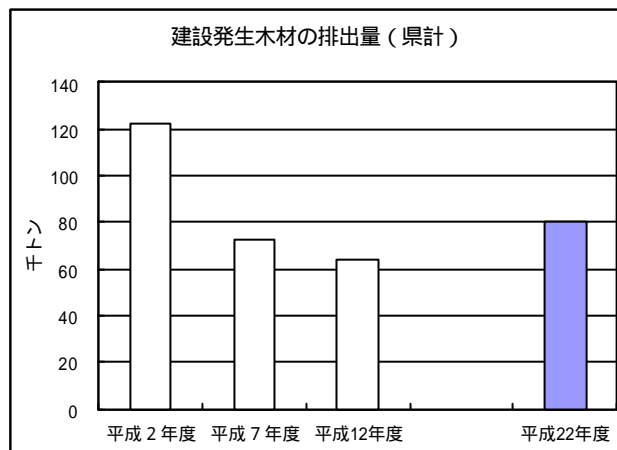
地域振興局等	平成7年度 (実績)	平成12年度 (実績)	平成22年度 (予測)
大津土木	106	94	97
湖南	73	110	113
甲賀	72	78	80
東近江	75	67	69
湖東	45	88	90
湖北(長浜)	45	59	61
湖北(木之本)	12	28	29
湖西	38	22	22
県計	466	546	560
伸率(H7=100)	(100)	(117)	(120)
再資源化率(%)	90.8	98.9	



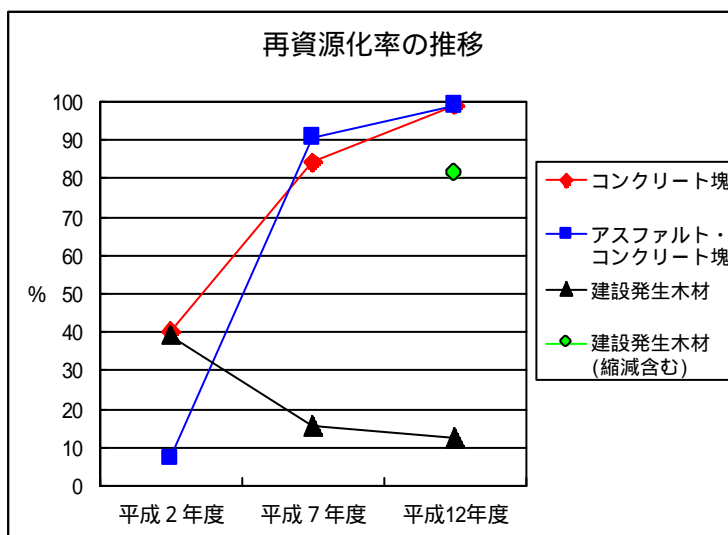
注:「建設副産物実態調査」(国土交通省)から
H22年度は、H2・7・12年度の実績から推測。
地域振興局等は、県計から推計。

建設発生木材の排出量 (千トン)

地域振興局等	平成7年度 (実績)	平成12年度 (実績)	平成22年度 (予測)
大津土木	15	14	18
湖南	13	11	14
甲賀	10	6	8
東近江	14	16	19
湖東	10	6	8
湖北(長浜)	7	6	8
湖北(木之本)	1	2	2
湖西	3	3	4
県計	73	64	80
伸率(H7=100)	(100)	(88)	(110)
再資源化率(%)	15.3	12.5 <81.3>	



注:「建設副産物実態調査」(国土交通省)から
H22年度は、H2・7・12年度の実績から推測。
地域振興局等は、県計から推計。
再資源化率の< >は、縮減を含んだ値。



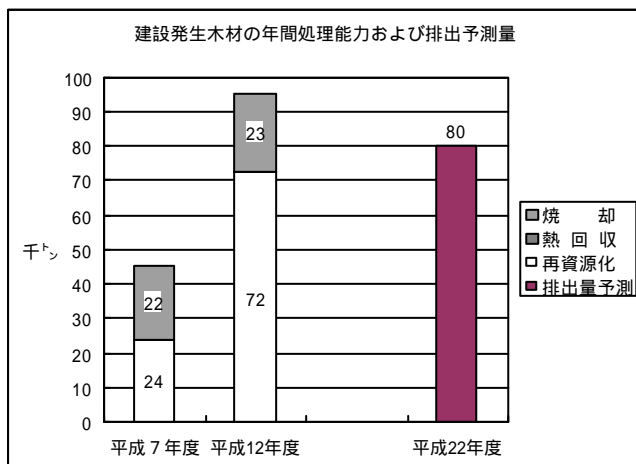
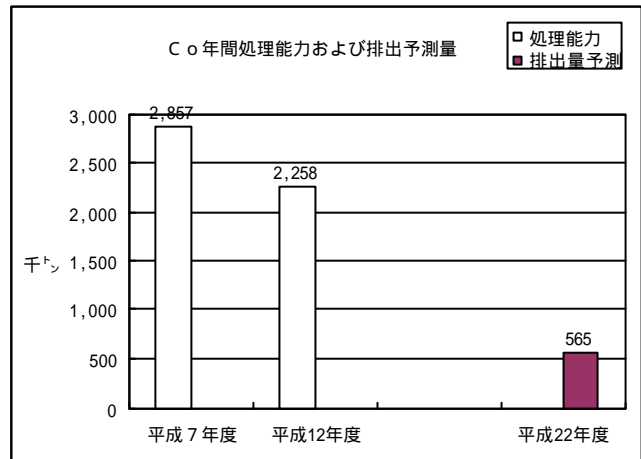
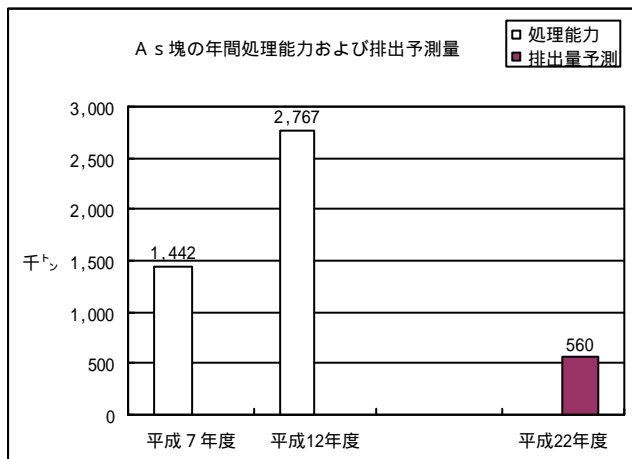
4. 再資源化施設等の立地状況および稼働状況（平成14年3月時点）

コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊の再資源化等の施設の立地状況および処理能力は次のとおりです。

平成7年度に比較して平成12年度のアスファルト・コンクリート塊およびコンクリート塊の処理能力は、約1.2倍に増加しています。

なお、同様に、建設発生木材の処理能力は、約2.1倍（再資源化のための破砕能力約3.0倍、単純焼却約1.1倍）に増加しています。

		アスファルト・コンクリート塊(As塊)・コンクリート塊(Co塊)				建設発生木材					
		As塊のみ	Co塊のみ	As塊及びCo塊受入	計	参考		破砕			計
						再生砕石	再生As	再資源化	熱回収	単純焼却	
12年度	設置数	1	1	46	47	48	13	9	2	30	35
	処理能力(日トン)	480	160	24,484	25,124	-	-	362	1	114	477
	年間処理能力千トン*200日	96	32	4,897	5,025	-	-	72	0.2	23	95
7年度	設置数	2	12	22	36		2	1	0	7	8
	処理能力(日トン)	800	7,611	13,084	21,495	-	-	120	0	108	228
	年間処理能力千トン*200日	160	1,522	2,617	4,299	-	-	24	0	22	46



5. 最終処分場の立地状況および残存容量（平成13年1月時点）

安定型最終処分場および管理型最終処分場の立地状況は次のとおりです。

なお、建設発生木材は、管理型最終処分場で処分しなければなりません。県内にある2箇所の管理型最終処分場とも、建設発生木材を受け入れていません。

			最終処分場	
			安定型	管理型
12年度	設置数	箇所	22	2
	年内、残余容量判明	箇所	8	1
		m3	229,600	135,000
7年度	設置数	箇所	30	3
	年内、残余容量判明	箇所	30	3
		m3	1,368,000	105,000

注：H7は廃棄物対策課資料、H12は聞き取り調査結果から。

6. 分別解体等および再資源化等の方向

特定建設資材に係る分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の方向としては、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）における基本的な考え方を原則とし、次に定めるところによるものとします。

（1）基本的方向

まず第一に、建設資材廃棄物の「発生抑制」に努めるものとします。次に、建設工事に使用された建設資材をできるだけ「再使用」するものとします。これらのことを行った後に発生した建設資材廃棄物については、「再生利用(マテリアル・リサイクル)」を行うものとします。再使用または再生利用が困難な場合等には、燃焼の用に供することができるものまたはその可能性のあるものについては、「熱回収(サーマル・リサイクル)」を行うものとします。最後に、これらの措置が行われないものについては、「処分」するものとします。

なお、発生した建設資材廃棄物については、廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づいて適正に処理を行わなければなりません。

（2）分別解体等

特定建設資材を用いた建築物等の解体工事や特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が本県において定める規模以上の建設工事の場合、発注者または自主施工者は、県(特定行政庁の区域において行う建設工事にあつては、特定行政庁の長)に届出等を行い、受注者または自主施工者は、正当な理由がある場合を除いて、分別解体等や再資源化等をしなければなりません。なお、届出等の規模に満たない建設工事であってもできる限り分別解体等や再資源化等を行うことが望まれます。

特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、特定建設資材の分別解体等が

一定の技術基準（省令にて定められた基準）に従って実施される必要があります。

この技術は、分別解体等の対象となる建築物等により異なる場合があり、建設工事に従事する者の技能、施工技術、建設機械等の現状を踏まえ、建築物等に応じて、適切な施工方法により分別解体等が実施される必要があります。

特に、大量の建設資材廃棄物を排出することとなる解体工事については、最新の知識および技術を有する者による施工が必要であるため、関係者は解体工事を施工する者の知識および技術力の向上を図るほか、このような技術を有する者に関する情報の提供、適切な施工の監視、監督等を行う必要があります。

(3) 再資源化等

受注者は、分別解体等によって生じた特定建設資材廃棄物を再資源化しなければなりません。

ただし、指定建設資材廃棄物である建設発生木材については、本県において定める距離に関する基準の範囲内に当該指定建設資材廃棄物の再資源化施設がない場所で工事を施工する場合等は、再資源化に代えて縮減(廃棄物処理法に基づく焼却等)を行うことができるものとします。

(4) 関係者の役割

特定建設資材に係る分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進にあたって、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に取り組まなければなりません。

1) 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、端材の発生が抑制される建設資材の開発および製造、建設資材として使用される際の材質、品質等の表示、有害物質等を含む素材等分別解体等および建設資材廃棄物の再資源化等が困難となる素材を使用しないこと等により、建設資材廃棄物の排出の抑制ならびに分別解体等および建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努めなければなりません。

2) 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、端材の発生が抑制され、また、分別解体等の実施が容易となる設計、建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など設計時における工夫により、建設資材廃棄物の排出の抑制ならびに分別解体等および建設資材廃棄物の再資源化等の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努めなければなりません。なお、建設資材の選択にあたっては、有害物質等を含む建設資材等建設資材廃棄物の再資源化が困難となる建設資材を選択しないよう努めなければなりません。

3) 発注者

発注者(個人や自主施工者も含まれます。)は、分別解体等および再資源化等に要する費用の適正な負担と本指針に定める規模以上の建設工事を発注する場合は、事前に届出等を行わなければなりません。また、元請業者に対して、建設資材廃棄物の発生の抑制ならびに分別解体等および建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努めなければなりません。

4) 元請業者

元請業者は、発注者に分別解体等および再資源化等について説明を行わなければなりません。また、建設資材廃棄物の発生の抑制ならびに分別解体等および建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関し、中心的な役割を担っていることを認識し、その下請負人に対して、建設資材廃棄物の発生の抑制ならびに分別解体等および建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努めなければなりません。

5) 建設工事を施工する者

建設工事(解体工事も含まれます。)を施工する者は、建設資材廃棄物の発生の抑制

ならびに分別解体等および建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するほか、施工方法の工夫、適切な建設資材の選択、施工技術の開発等により建設資材廃棄物の発生の抑制ならびに分別解体等および建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努めなければなりません。

また、周辺的生活環境の保全に配慮をしなければなりません。

6) 建設資材廃棄物の処理を行う者

排出した建設資材廃棄物について自らその処理を行う事業者および建設資材廃棄物を排出する事業者から委託を受けてその処理を行う者（「建設資材廃棄物の処理を行う者」という。）は、建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施しなければなりません。

7) 県

県は、建設資材廃棄物の発生の抑制ならびに分別解体等および建設資材廃棄物の再資源化等を促進するために必要な調査、情報提供および普及啓発を行います。

8) 市町村

市町村は、国や県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

7. 本県における届出等をしなければならない建設工事の規模に関する基準

本県において届出等をしなければならない建設工事の規模に関する基準は、以下のとおりとします。

建築物の解体工事	<政令第2条第1項第1号>	延べ床面積	80㎡以上
建築物の新築・増築工事	<政令第2条第1項第2号>	延べ床面積	500㎡以上
建築物の修繕・模様替えの工事 (リフォームなど)	<政令第2条第1項第3号>	請負代金	1億円以上
その他の工作物に関する工事 (土木工事など)	<政令第2条第1項第4号>	請負代金	500万円以上

注1：()は一般的な名称。

注2：請負代金は税込み。

なお、上記の基準により特定建設資材廃棄物とその再資源化等により減量することが十分でないと認められる場合は、法第9条第4項において上記の基準に代えて条例により建設工事の規模に関する基準を定める場合があります。

8. 本県における再資源化をしなければならない距離に関する基準

分別解体等によって生じた特定建設資材廃棄物は、再資源化をしなければなりません。

ただし、指定建設資材廃棄物である建設発生木材については、再資源化施設の立地状況に地域偏在がみられ、これが原因で再資源化施設への運搬コストが過大となる場合があるため、本県において再資源化をしなければならない距離に関する基準は、以下のとおりとします。

工事現場から再資源化施設までの距離	50 km以内
-------------------	---------

指定建設資材廃棄物については、上記の基準の範囲内に当該廃棄物の再資源化をするための施設がない場所で工事を施工する場合(範囲内に再資源化施設があっても建設発生木材を受け入れない場合や建設発生木材の処理能力が一杯で受け入れ不可の場合を含む。)や地理的条件、交通事情、その他の事情により再資源化をすることには相当程度に経済性の面で制約がある場合は、次善の策として、再資源化に代えて縮減(廃棄物処理法に基づく焼却等)を行うことができます。

なお、上記の基準により指定建設資材廃棄物の減量が十分でないと認められる場合は、法第17条において上記の基準に代えて条例により距離に関する基準を定める場合があります。

第3章 建設資材廃棄物の排出抑制のための方策

1. 基本的方策

建設資材廃棄物は、産業廃棄物に占める割合が高い一方で、減量することが困難なものが多く、このため、限られた資源を有効に活用するためには、最終処分量を減らすとともに、建設資材廃棄物の排出を抑制することが特に重要です。

2. 関係者の役割

建設資材廃棄物の排出の抑制にあたっては、建築物等の建設工事の計画・設計段階からの取組を行うとともに、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に取り組まなければなりません。

(1) 建築物等の所有者

建築物等の所有者(個人も含まれます。)は、自ら所有する建築物等について適切な維持管理および修繕を行い、建築物等の長期的使用に努めなければなりません。

(2) 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、工場等における建設資材のプレカット等の実施、その耐久性の向上ならびに修繕が可能なものについてはその修繕の実施およびそのための体制の整備に努めなければなりません。

(3) 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、当該建築物等に係る建設工事を発注しようとする者の建築物等の用途、構造等に関する要求に対応しつつ、構造躯体等の耐久性の向上を図るとともに、維持管理および修繕を容易にするなど、その長期的使用に資する設計に努めるとともに、端材の発生が抑制される施工方法の採用および建設資材の選択に努めな

ればなりません。

(4) 発注者

発注者(個人や自主施工者も含まれます。)は、建築物等の用途、構造その他の建築物等に要求される性能に応じ、技術的および経済的に可能な範囲で、建築物等の長期的使用に配慮した発注に努めるほか、建設工事に使用された建設資材の再使用に配慮するよう努めなければなりません。

(5) 建設工事を施工する者

建設工事(解体工事も含まれます。)を施工する者は、端材の発生が抑制される施工方法の採用および建設資材の選択に努めるほか、端材の発生の抑制、再使用できる物を再使用できる状態にする施工方法の採用および耐久性の高い建築物等の建築等に努めなければなりません。特に、使用済コンクリート型枠の再使用に努めるほか、建築物等の長期的使用に資する施工技術の開発および維持修繕体制の整備に努めなければなりません。

(6) 県

県は、自ら建設工事の発注者となる場合においては、建設資材廃棄物の排出の抑制に率先して取り組みます。

(7) 市町村

市町村は、国や県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

第4章 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策

1. 基本の方策

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するためには、必要な再資源化施設の確保や再資源化を促進するために必要となるコスト削減等の技術開発および再資源化により得られた物の利用の促進が必要です。

県は、特定建設資材廃棄物の再資源化施設等の実態を定期的に把握し、必要に応じて、事業者国にの税制上の優遇措置、政府系金融機関の融資等を活用するよう、その制度の普及に努め、再資源化施設等の整備を促進します。

2. 再資源化等の目標等

再資源化施設の立地状況を踏まえて、すべての関係者が再生資源の十分な利用および廃棄物の減量をできるだけ速やかに、かつ、着実に実施することが重要であることから、今後10年を目途に特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に重点的に取り組むこととし、平成22年度における再資源化等率（工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率をいう。）の目標は、次表のとおりとします。

特定建設資材廃棄物	平成22年度の再資源化等率
コンクリート塊 （コンクリートが廃棄物となったものならびにコンクリートおよび鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）	95パーセント
建設発生木材 （木材が廃棄物となったものをいう。以下同じ。）	
アスファルト・コンクリート塊 （アスファルト・コンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）	

なお、県の事業においては、再資源化等を先導する観点から、コンクリート塊、建設発生木材およびアスファルト・コンクリート塊について、平成17年度までに再資源化等率100%を目指します。

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標については、建設資材廃棄物に関する調査の結果、再資源化等に関する目標の達成状況および社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行うものとしします。

第5章 再資源化により得られた物の利用の促進のための方策

1. 基本の方策

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、その再資源化により得られた物を積極的に利用していくことが不可欠です。このことから、関係者の連携の下で、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物に係る需要の拡大および創出に積極的に取り組む必要があります。なお、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用にあたっては、必要な品質が確保されていることならびに環境に対する安全性および自然環境の保全に配慮することが重要です。

2. 具体的方策

(1) コンクリート塊

コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生クラッシャーラン、再生コンクリート砂、再生粒度調整砕石等（以下「再生骨材等」という。）として、道路、港湾、駐車場および建築物等の敷地内の舗装（以下「道路等の舗装」という。）の路盤材、建築物等の埋め戻し材または基礎材、コンクリート用骨材等への利用を促進します。

(2) 建設発生木材

建設発生木材については、チップ化し、木質ボード、堆肥等の原材料として利用することを促進します。これらの利用が技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には燃料への利用を促進します。

なお、C C A 処理木材およびC C A が注入されている可能性のある部分については、焼却又は埋め立てを適正に行う必要があります。また、堆肥の原料とする場合、塗料の付着した部分は取り除かなければなりません。

(3) アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物および表層・基層用再生加熱アスファルト混合物（以下「再生加熱アスファルト混合物」という。）として、道路等の舗装の上層路盤材、基層用材料または表層用材料への利用を促進します。また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材、建築物等の埋め戻し材または基礎材等への利用を促進します。

3. 関係者の役割

再資源化により得られた物の利用の促進にあたっては、建築物等の建設工事の計画・設計段階からの取組を行うとともに、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に取り組まなければなりません。

(1) 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物をできる限り多く含む建設資材の開発および製造に努めなければなりません。

(2) 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用した設計に努めなければなりません。また、このような建設資材の利用について、発注しようとする者の理解を得るよう努めなければなりません。

(3) 発注者

発注者(個人や自主施工者も含まれます。)は、建設工事の発注にあたり、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り選択するよう努めなければなりません。

(4) 建設工事を施工する者

建設工事(解体工事も含まれます。)を施工する者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用するよう努めなければなりません。また、これを利用することについての発注者の理解を得るよう努めなければなりません。

(5) 建設資材廃棄物の処理を行う者

建設資材廃棄物の処理を行う者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の品質の安定および安全性の確保に努めなければなりません。

(6) 県

県は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のために必要となる調査、情報提供および普及啓発の推進に努めるほか、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用します。

(7) 市町村

市町村は、国や県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

第6章 分別解体等、再資源化等および再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及

特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等および特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の推進のためには、広範な県民の協力が必要なことから、県は、環境教育、環境学習、広報活動等を通じて、これらの意義に関する知識について、広く県民へ普及および啓発を図ります。

なお、特定建設資材に係る分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務を負う元請業者が当該義務を確実に履行することが、重要であることから、県は、元請業者に対してその知識を普及させるため、資料や情報の提供を行うとともに、必要に応じて講習会などを実施します。

また、発注者(個人も含まれます)が再資源化により得られた物をできる限り利用することが重要であることから、県は、これの利用の促進のため、必要に応じて資料や情報の提供を行います。

第7章 さらなる資源循環型社会の構築のために

建築物等の解体により発生する廃棄物には、特定建設資材廃棄物であるコンクリート塊や建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊のほかにも数多くの品目があります。これらを総合的にリサイクルすることは、資源循環型社会を構築していく上で極めて重要です。このため、「環境こだわり県」を目指す本県では、次の4項目についても積極的に取り組むものとします。

(1) 琵琶湖の水質保全対策に伴う底土等の利用促進

琵琶湖浚渫底土や下水汚泥は、琵琶湖の水質保全対策において副次的に生じますが、これらを原材料とするタイルやインターロッキングブロック等の建設資材の利用を促進します。

(2) その他の廃棄物の再生利用の促進

建築物の解体によって生じるガラスやアルミ製建具枠、配管材などのプラスチック類は、再生利用が可能なため、特定建設資材と同じく分別解体等および再資源化等を行うことおよびそれらを原材料とする再生資材の利用を促進します。

なお、再生利用の新たな技術の普及に伴い、対象品目を追加することもあります。

(3) 再生資材利用促進のための環(ネットワーク)づくり

再生資材の利用の着実な促進とその定着を図るため、建設資材の製造者や建築物等の設計者、発注者、施工業者、廃棄物処理業者等からなる環(ネットワーク)を構築し、発注者のニーズに適った再生資材の開発や施工技術の向上、活用方法の研究およびこれらの情報を発信していきます。

(4) 他のゴミ問題との連携

特定建設資材廃棄物と他の廃棄物との垣根を越えて関係施策の連携を強化し、ゴミ問題の解決に取り組んでいきます。

用語集

あ	あ	アスファルト・コンクリート塊	アスファルト・コンクリートが解体され廃棄物となったもの。
		安定型最終処分場	廃プラスチック類、ゴムくず、ガラスくずおよび陶磁器くず、工作物の新築改築または除却に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(がれき類)を埋立処分する処理場。
か	か	解体工事	建築物その他の工作物の全部または一部を解体する建設工事。
		解体工事業	建設業のうち建築物等を除却するための解体工事を請け負う営業(その請け負った解体工事を他の者に請け負わせて営む者を含む)。
		管理型最終処分場	汚泥、木くず、紙くず、繊維くず等を埋立処分する処理場。
	き	基本方針	計画を進めるために基本的な方向を示し、関係者に適切な取り組みを促すもの。
	け	建設業	建設工事を請け負う営業
		建設工事	この指針においては、土木建築に関する工事(新築、改築、取り壊し等)。
		建設資材	土木建築に関する工事に使用する資材。
		建設資材廃棄物	この指針においては、建設資材が廃棄物となったもの
		建設廃棄物	この指針においては、建設資材廃棄物と同じ。
		建設発生木材	この指針においては、木材(竹を含む)が建設資材廃棄物となったもの。建設工事に伴い発生する抜根・伐採木は除く。
建設副産物		建設工事に伴い副次的に得られる物品で再生資源(原料として利用することができるものまたはその可能性があるもの)および廃棄物を含むもの。	
建築物等		建築物およびその他の工作物。	
こ	コンクリート塊	コンクリート(鉄筋コンクリートを含む)が解体され廃棄物となったもの。	
さ	さ	再資源化	この指針においては、分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物を資材または原材料として利用する(建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く)ことができる状態にする行為。
		再資源化施設	再資源化を行う施設。
		再資源化施設等	再資源化を行う施設および熱回収、縮減を行う施設。
		再資源化等	再資源化および熱回収、縮減。
		再資源化率	建設副産物の発生量に対する再利用量および再資源化施設に排出された量の百分率。
		再資源化等率	建設副産物の発生量に対する再利用量および再資源化施設、縮減施設に排出された量の百分率。
		最終処分	埋立処分、海洋投棄処分および熱回収をしない焼却処分。
		再使用	この指針においては、発生した建設資材廃棄物を再資源化することなく資材または原材料としてそのまま使用すること。
		再生使用	この指針においては、発生した建設資材廃棄物を再資源化し資材または原材料として使用すること。

さ	さ	産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類等19品目の廃棄物。	
		し	CCA	クロム、銅およびヒ素化合物系木材防腐剤。
			指針	基本方針に即して、実施に関する考え方や具体的な事項を定めたもの。
			下請負人	下請契約における請負人。
			下請契約	建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者との間で当該建設工事の全部または一部について締結された請負契約。
			指定建設資材廃棄物(注1)	この指針においては、建設発生木材のこと。
			縮減	建設廃棄物の大きさ、体積を減少させる行為で、この指針においては、主として焼却による中間処理。
			新築工事等	建築物等の新築および解体工事以外の建設工事。
			自主施工者	この指針においては、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事または施工に特定建設資材を使用する新築工事等でこれを請負契約によらないで自ら施工する者。
受注者	発注者から建設工事を請け負った者で下請負人も含む。			
た	ち	チップ化	木材を小片・かけらにする行為。	
		と	特定行政庁	建築基準法第2条第36項にて規定される市町村の長（本県の場合、建築主事を置く、大津市・彦根市・長浜市・近江八幡市・八日市市・草津市・守山市の7市の長）(注2)
			特定建設資材(注1)	この指針においては、コンクリートおよび木材、アスファルト・コンクリートのこと。
			特定建設資材廃棄物	特定建設資材が廃棄物になったもの。
			届出等	届出および通知
			土木工事	道路、河川、港湾、鉄道、上下水道、農林等で建築工事を除く工事。
			土木工作物工事	土木工事に同じ。
な				
は	は	廃棄物	人間の活動に伴って生じたもので、汚物または自分で利用したり他人に売却できないために不要となったすべての液状または固形状のもの。但し、土砂等は廃棄物から除外される。	
		発注者	建設工事(他の者から請け負ったものを除く)の発注者。自主施工者も含まれる。	
	ふ	分別解体	解体工事において建築物等に用いられていた建設資材をその種類毎に分別する行為。	
		分別解体等	解体工事において建築物等に用いられていた建設資材をその種類毎に分別する行為。および建設工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物その種類毎に分別する行為。	
ま	も	元請業者	発注者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者。	
や				
ら				
わ				

注1：特定建設資材および指定建設資材廃棄物は、政令で追加される場合がある。

注2：特定行政庁は、変更なる場合がある。

建設リサイクル法に基づく
滋賀県の実施に関する指針

建設リサイクル法連絡協議会

(事務局・問い合わせ先)
滋賀県土木交通部監理課
技術管理室
TEL.077-528-4118(直通)
FAX.077-524-0943
E-mail:ha00@pref.shiga.jp

《参考 / 別冊》

再資源化施設等の位置図等（H14.3.1時点）

（コンクリート塊）	P. 1
（アスファルト・コンクリート塊）	P. 2
（建設発生木材）	P. 5